

参考編

1 検討経緯

(1) 検討体制

① 鈴鹿市都市計画審議会委員名簿

学識経験者や有識者等により構成された「鈴鹿市都市計画審議会」において、様々な専門的分野からご意見をいただき、鈴鹿市都市マスタープランをとりまとめました。

	役職	氏名
会長	中部大学教授	磯部 友彦
委員	鈴鹿市自治会連合会副会長 (鈴鹿市自治会連合会会長)	内山 安司 (水野 克則)
委員	一級建築士	金沢 幸子
委員	鈴鹿商工会議所副会頭	坂口 博文
委員	鈴鹿市農業委員会会長	鈴木 秀 (堀田 長久)
委員	エッセイスト	福嶋 礼子
委員	元三重短期大学教授	藤枝 律子
委員	鈴鹿市漁業協同組合組合長	矢田 和夫
委員	鈴鹿医療科学大学准教授	山路 由実子
委員	元三重社会経済研究センター研究員	吉島 隆子
委員	鈴鹿市議会議員	曾我 正彦 (河尻 浩一) (田中 通)
委員	鈴鹿市議会議員	矢田 真佐美 (池田 憲彦) (大西 克美)
委員	鈴鹿市議会議員	市川 哲夫 (平野 泰治) (前川 申龍)
委員	鈴鹿市議会議員	中西 大輔 (藪田 啓介) (田中 淳一)
委員	鈴鹿市議会議員	森 喜代造 (市川 昇)
臨時委員	東京大学大学院工学系研究科准教授	村山 顕人

注：()内は前任者

② 鈴鹿市都市計画審議会小委員会（都市マスタープラン改定検討）

学識経験者等により構成された「鈴鹿市都市計画審議会小委員会（都市マスタープラン改定検討）」を設置し、現行都市マスタープラン改定の考え方をはじめ、鈴鹿市都市マスタープラン見直し案などについて、様々なご意見をいただき、鈴鹿市都市マスタープラン(案)をとりまとめました。

	役職	氏名
委員長	中部大学教授	磯部 友彦
副委員長	鈴鹿医療科学大学准教授	山路 由実子
委員	鈴鹿商工会議所副会頭	坂口 博文
委員	鈴鹿市農業委員会地区委員会連絡協議会 会長	大塚 和馬
委員	一級建築士	豊田 由紀美
委員	東京大学大学院工学系研究科准教授	村山 顕人

③ 鈴鹿市都市マスタープラン庁内検討会議

庁内関係各課の課長にて構成される庁内検討会議を開催し、関連する分野別計画や関連事業との整合を図りながら、鈴鹿市都市マスタープラン(案)を検討しました。

④ 鈴鹿市都市マスタープラン庁内検討会議作業部会

庁内検討会議に先立ち、庁内関係各課のグループリーダーで構成される庁内検討会議の作業部会を開催し、関連する分野別計画や関連事業との整合を図りながら、鈴鹿市都市マスタープラン(案)を検討しました。

都市計画審議会諮問・答申

鈴都計第 1077 号
令和 6 年 1 月 24 日

鈴鹿市都市計画審議会
会長 磯部 友彦 様

鈴鹿市長 末 松 則 子



鈴鹿市都市マスタープランの改定等について（諮問）

鈴鹿市都市計画審議会条例（平成 12 年鈴鹿市条例第 1 号）第 2 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、下記事項について貴都市計画審議会の意見を求めます。

記

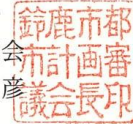
諮問第 1 号 鈴鹿市都市マスタープラン改定について

諮問第 2 号 鈴鹿市景観計画改定について

鈴 都 審 第 1 6 号
令和6年2月14日

鈴鹿市長 末松 則子 様

鈴鹿市都市計画審議会
会長 磯 部 友 彦



鈴鹿市都市マスタープランの改定等について（答申）

令和6年1月24日付け鈴都計第1077号で諮問のありましたことについては、下記のとおりです。

記

- 1 諮問第1号については、諮問どおりに改定することを適当と認めます。

2 用語解説

【あ】

イメージ	できあがりの絵姿。
IC (Interchange)	インターチェンジの略称。高速道路の出入口。
インフラ	インフラストラクチャーの略。道路等の都市基盤のこと。
EV化	ガソリンなどの化石燃料を使用する自動車からエンジンを使用せずモーターを動力として走行する電気自動車へ転換すること。
ウォークブル	「歩く」を意味する「walk」と「できる」の「able」を組み合わせた造語で、「歩きやすい」「歩きたくなる」「歩くのが楽しい」といった意味をもつ。
雨水幹線	側溝や街渠等に集水した雨水を流す主要な下水管渠。
雨水調整池	雨水を一時的に貯めることによって、河川の流量が急激に増加しないよう調整する機能を持った施設。
運動公園	主に運動のために利用することを目的とした公園。
SDGs	国連総会で採択された、持続可能な開発のための17の国際目標のこと。
SNS (Social Networking Service)	インターネットを通じて人と人とのつながりを促進し、コミュニティの形成を支援するサービス。
NPO (Non-Profit Organization)	「特定非営利活動法人」の略称。営利を目的とせず、社会貢献を目的として活動する、特定非営利活動促進法(NPO法)の規定によって成立した法人格を取得した団体。
延焼遮断帯	火災の延焼を防止するための帯状の都市施設のこと。道路、河川、鉄道、公園、緑道等の都市施設を骨格として活用、または整備し、必要な場合には、これらの施設とその沿道建築物の不燃化を組み合わせることにより延焼遮断帯を構築する。
オープンスペース	建物等のないゆとりある空間。公園等。

【か】

街区公園	主に徒歩圏内(半径250m程度)に居住する人が利用することを目的とした公園。
開発行為	主に建築物の建築、コンクリートプラントやゴルフコース等の特定工作物の建設のために行う土地の形質の変更を伴う行為。
改良・概成	道路が計画幅員に整備されているものを「改良」、計画幅員の3分の2以上が整備されているものを「概成」としている。
合併処理浄化槽	汚水(水洗便所に限る)を厨房汚水等の雑排水と一緒にして、処理する方式の浄化槽。
環状線	都市の一部または全部を囲み、中心部に用いない交通を迂回させることを目的とする道路。あわせて、中心部と郊外を結ぶ放射道路を設けることで機能を発揮する。
カーボンニュートラル	二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること。
狭あい道路	幅員4m未満の道路で、建築基準法第42条第2項、第3項

参考編

	の指定を受けた道路やこれに準ずる道路。
協働	市民や行政といった、まちづくりの担い手である多様な主体が、まちづくりに関する共通の目的を持ち、その実現に向け、お互いの信頼関係の下、役割と責任を分担して協力し合うこと。
緊急輸送道路	地震直後から発生する緊急輸送を円滑に行うための高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線道路と防災拠点を相互に連絡する道路。
近隣公園	主として近隣（半径500m程度）に居住する人の利用を目的とする公園。
近隣住区	幹線街路に囲まれた概ね1km四方の居住単位。一般的には1小学校区程度。
圏域	全体として一体性を持つ空間。
広域幹線道路	国道306号や中勢バイパス・北勢バイパスといった主に周辺市で発生する交通処理と市内の主要な拠点を連絡する道路。
高規格幹線道路	東名阪自動車道や新名神高速道路といった広域的な移動や三重圏域を連絡する道路。
公共交通空白地域	公共交通（鉄道、バス等）が運行していない地域。本市では、鉄道駅から半径800m、バス停留所から半径300m以遠の地域。
公共施設等	公共建築物（ハコモノ）およびインフラ施設（道路、橋りょう等）。
交通結節点	道路のIC、鉄道駅、バスターミナル等の各種交通が集中的に結び合う箇所。
交通ターミナル	交通手段の結節点。鉄道や自動車等の旅客が集散する拠点。特に鉄道の場合は、異なる路線の交差する拠点駅や特急等が停車して乗り換える拠点駅。
交通ターミナル型商業	交通ターミナルとしての機能を活用して乗り換え利用者等を対象とした商業。
交通体系	全体として体系的に整理された交通。
交通利便性	生活する上で必要な場所への行きやすさの程度のこと。
交流機能	物資の物流、人の移動等により、様々な立場のものが互いに交わりを持つ機能。
国勢調査	総務省統計局が実施する全国一斉調査。
国立公園	自然風景地で、環境省が指定した公園。
国土軸	新幹線・自動車専用道路・高規格道路等によって結ばれた、人口・産業が集積する軸上の地域。
骨格軸	道路、鉄道等の都市を形成する骨組み。
コミュニティバス	地域住民の利便向上等のため、一定地域内の運行するバスで、車両仕様、運賃、ダイヤ、バス停位置等を工夫したバスサービス。鈴鹿市ではC-BUSのこと。
コンパクト	小型。まとまった様子。
コンパクトシティ	都市をまとめた形態として緑地や農地を保全するとともに、都市居住を進めて職住近接し、通勤による渋滞緩和や高齢者等が歩いて買い物や公共施設を利用しやすい市街地の形態。
コンパクトシティ・プラス・ネットワーク	コンパクトシティ化により居住を公共交通沿線や日常生活の拠点に緩やかに誘導するとともに、拠点間のネットワークを維持することで利便性を維持しようという考え方のこと。

【さ】

砂防区域	治水上砂防のための砂防施設を要する土地または一定の行為を禁止もしくは制限すべき土地で、国土交通省が指定した
------	---

	一定の土地。
産学官民	「産」は産業界、「学」は教育機関・研究機関、「官」は公的機関（行政機関）、「民」は民間企業。これらの機関がそれぞれの立場の力を発揮しながら連携を図っていくことに用いられる。
市街化区域	都市計画法に規定されている都市計画の内容の一つで、「既に市街地を形成している区域又は概ね10年以内の優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域」のこと。
市街化調整区域	都市計画法に規定されている都市計画の内容の一つで、「市街化を抑制すべき区域」のこと。
市街地再開発事業	計画エリア内の土地所有者・借地権者・借家権者等が土地を提供し、ビルを建設すること。
指定既存集落	一定の要件を満たし、市街化調整区域内にあっても開発許可を受け、専用住宅を建築できる可能性のある集落。
市民農園	主として都市住民のレクリエーションを目的に農作業が行われる特定の農地・農園。
社会資本ストック	道路や水道、公園のように生活や経済活動に必要な公共施設の整備量。
住区基幹公園	比較的小規模な公園であり、都市計画公園のうち、街区公園、近隣公園、地区公園の総称。
準用河川	一級河川及び二級河川以外の河川で、市長の指定したものをいう。河川法の一部を準用し、市長が管理する。
親水空間	水浴び、水遊び、釣り、湖畔の散歩等、日常生活や観光、レクリエーションを通して、海、湖畔や河川等を身近に親しむ場。
ストック型社会	価値のあるものをつくり、長く大切に使う社会。
スポンジ化	人口が減少し、都市内に使われない空間が小さい穴があくように生じ、密度が下がっていくこと。
スマートIC	スマートインターチェンジの略称。高速道路の本線やサービスエリア、パーキングエリア等から乗り降りできるように整備されるインターチェンジ（IC）であり、ETCを搭載した車両に限り通行可能なインターチェンジ。
生物多様性	自然生態系を構成する動物、植物、微生物等、地球上の豊かな生物種の多様性とその遺伝子の多様性、地域の様々な生態系の多様性を意味する包括的な概念。様々な生物が相互の関係を保ちながら、本来の生息環境の中で繁殖を続けている状態。

【た】

地域高規格道路	高規格幹線道路網と一体となって高速交通体系の役割を果たし、地域構造を強化する規格の高い道路。
地域協働	地域を構成する市民、町内会・自治会、NPO、企業等のさまざまな主体と市が、地域課題や将来像などを共有して、それぞれの得意分野などを生かして、役割分担しながら地域が目指すまちづくりを進めていくこと。
地域資源	自然環境や歴史・文化から歴史的まちなみ等の物的なものまで、地域まちづくりを実現するために地域住民が価値のあるものと捉えた資源のこと。
地域づくり	住民が自らの発意と行動によって、地域の資源を生かしながら地域社会の課題を解決し、よりよい暮らしを実現していく取組。
地域内支線	拠点等と居住エリア（市街地や郊外住宅団地、既存指定集落等）をつなぎ、基幹交通を補完し、より身近な日常生活を支

参考編

	える交通のこと。
地区計画（制度）	都市計画法に基づき、地区レベルの視点から、道路、公園等の配置・規模や建築物の用途・形態等について地区の特性に応じたきめ細かな規制を行う制度。
地区公園	主に徒歩圏内（半径1km程度）に居住する人が利用する目的の公園。
調整池	開発等に伴う雨水等の流出増を一時的に貯留し、下流河川への流出増を抑制する施設。
通過交通	その地域や沿道を目的地としない地域を通過するだけの交通。
ツーリズム	観光旅行。旅行業。
津波浸水予測区域	南海トラフ地震の発生に伴う最大クラスの津波が悪条件下で発生した場合に想定される浸水の区域及び水深。各都道府県が公表。
低未利用地	既成市街地内の更地・遊休化した工場・駐車場等、有効に利用されていない土地。仮設の展示場や商店街の空き店舗、密集市街地内の空家等を含み、公的管理の駅前広場、公園、運動施設や生産緑地等は含まない。
デジタル技術	AI（人工知能）、IoT（モノのインターネット）、ロボットなどの新たな技術のこと。
DX（デジタルトランスフォーメーション）	ビックデータなどのデータと、AI（人工知能）、IoT（モノのインターネット）などのデジタル技術を手段として活用し、社会に浸透させることで、暮らしをより良いものへと変革すること。
都市基幹公園	比較的大規模な公園であり、都市計画公園のうち、総合公園、運動公園、広域公園の総称。
都市拠点	都市的な機能（商業や業務、公的機能等）が集積している拠点。鈴鹿市では主要な都市拠点として、神戸、牧田、白子地区がある。
都市計画道路	都市計画法に基づき、都市計画に定められた道路。
土砂災害警戒区域	急傾斜地の崩壊、土石流等が発生した場合に住民等の生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められ、三重県が指定する区域。
都市緑地	主に都市の自然環境の保全及び改善、都市景観の向上を図ることを目的に設置する都市公園の一種。
土地区画整理事業	互いの土地を少しずつ出し合い、道路・公園等の公共施設の新設・改良と土地の整形を行い、土地の利用価値を高め、快適・安全で住みやすくなる市街地を整備する事業。
トリップ	人又は車の移動のこと。

【な】

内水氾濫	市街地の雨水処理能力以上の大雨が降り、雨が地表にあふれること。
ニーズ	需要、要求、要請。
ネットワーク	網の目状の組織や構成のこと。
農業集落排水事業	農業集落からのし尿、生活雑排水又は雨水を処理する施設を整備する事業。主として集落の形態に適した小規模分散型の汚水処理システムである。
農業振興地域	自然的、経済的、社会的条件を考慮して一体としては農業の振興を図ることが必要であると認められる土地。「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、都道府県知事が指定される。
農用地区域	農業振興地域内における集団的に存在する農用地や土地改良

	事業の施行にかかる区域内の土地等、生産性の高い農地等、農業上の利用を確保すべき土地として指定された農地。
--	--

【は】

PA (パーキングエリア)	駐車場、トイレ、必要に応じ売店が備わっている高速道路の休憩施設のこと。
パーク&ライド	車で鉄道駅やバス停に行き、駐車し、鉄道やバスに乗り換えること。
バイパス	既存の道路に対して自動車用の迂回路。
ハザードエリア	河川洪水や津波などの水害や土砂災害などの被災の恐れが大きい区域。
バリアフリー	障がいのある人が社会生活している上で障壁（バリア）となるものを除去すること。
物流業務	生産物の生産者から消費者までの移動を担う業務。包装・輸送・保管・荷役・情報等の活動を包括する。
復興事前準備	平時から災害が発生した際のことを想定、どのような被害が発生しても対応できるよう、復興に資するソフト的対策を事前に準備しておくこと。
防火・準防火地域	市街地において、火災の延焼を防止するために都市計画法により定められた地域。
ポテンシャル	潜在的に持つ力。可能性。
ボランティア	自主的に社会事業等に参加し、無償の奉仕活動をする人。

【ま】

マスタープラン	都道府県等が、都市計画区域ごとに区域区分の有無等、主要な都市計画決定の方針を定める「都市計画区域マスタープラン」、また、それに即し、市町村が、地域に密着した見地から定める都市計画の方針の「市町村マスタープラン」及び「立地適正化計画」のこと。
道の駅	道路利用者のための「休憩機能」、道路利用者や地域の方々のための「情報発信機能」、及び「地域の連携機能」、の3つの機能を併せ持つ休憩施設。
密集市街地	道路等の基盤整備が行われないまま、建築物が高密度に立ち並んだ市街地のこと。
モビリティ	移動しやすさ、移動性のこと。

【や】

優良農地	農業生産基盤が整った、優れた環境の農地。
ユニバーサルデザイン	だれもが利用できる建物や環境等のデザイン。
用途地域	市街地の類型に応じて住居の環境の保護または業務の利便の増進を図り、適正かつ合理的な土地利用を実現するため、市街地を13種類に分類する都市計画のこと。

【ら】

ライフサイクルコスト	建物や構造物の建設から維持管理、最終的な廃棄に至るまでの一生（ライフサイクル）を通じて必要な費用の総額。
ライフライン	電気、ガス、水道等、都市生活の機能を保つ生命線。
流出抑制	降った雨を一時的に溜め込み、一度に河川に流れ込まないようにすること。
流通業務	商品等が世間に流れ通う「流通」及び商売上の仕事である「業務」のこと。

参考編

緑地空間	自然の山林に加え、農用地や公園緑地を含めて、緑豊かな草木やオープンスペースのある空間。
リノベーション	経済社会情勢の変化に対応した都市の再構築。
レインボウ・ヒルズ計画	国分町を中心とした地域において、ごみの最終処分場の整備を契機とした地域特性を活かした開発計画。
レクリエーション	仕事や勉強等の疲れを癒し、精神的・肉体的に新しい力を盛り返すための休養・娯楽。
六次産業化	農林漁業者（1次産業）が、農産物などの生産物の元々持っている価値をさらに高め、それにより、農林漁業者の所得（収入）を向上していくこと。

鈴鹿市都市マスタープラン

平成 9年12月 策定
平成13年 2月 一部改定
平成18年 3月 改定
平成20年10月 一部改定
平成28年 4月 改定
令和 3年 5月 一部改定
令和 6年 4月 改定

◇発行

鈴鹿市都市整備部都市計画課

〒513-8701 鈴鹿市神戸1丁目18-18

電話 059-382-9063

FAX 059-384-3938

URL:<https://www.city.suzuka.lg.jp/>

E-mail:toshikekaku@city.suzuka.lg.jp

